

鳥取大学工学部学科長に関する規程

第1条 この規程は、鳥取大学における学科長に関する規則（平成5年鳥取大学規則第31号）第8条の規定に基づき、工学部の各学科に置く学科長に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 学科長は、当該学科における次に掲げる事項を総括する。

- 一 学科の運営に関する一般事項
- 二 予算に関する事項
- 三 入学、退学、その他学生に関する事項
- 四 建物・工作物の保安全管理に関する事項
- 五 図書、標本、機械及び器具の維持管理に関する事項
- 六 その他必要と認める事項

第3条 学部長は、学科長候補者について、教授会の議を経て学長に推薦する。

第4条 学科長候補者は、鳥取大学大学院工学研究科コース長及び専攻長規程（平成6年鳥取大学工学部規則第6号）第1条第2項に規定するコース長をもって充てる。

附 則

- 1 この規程は、平成5年8月1日から施行する。
- 2 この規程施行による最初の学科長等については、現に学科主任及び共通講座主任である者をもって、この規程に基づき選出された学科長等とみなし、当該学科長等の任期は、平成6年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。